

委員会提出議案第2号

新型コロナウイルスワクチン接種に関する基本原則を
周知すること及び非接種者に対する差別等への対策を
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定
により提出します。

令和3年7月2日 提 出

提出者 文教厚生委員会

委員長 南 出 昌 彦

新型コロナウイルスワクチン接種に関する基本原則を周知すること及び非接種者に対する差別等への対策を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に昨年来、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が繰り返し発令されているが、未だ収束の兆しは見えない。市民が大きな不安を抱えるなか、本市においても新型コロナウイルスワクチン接種が始まっている。

厚生労働省ホームページには、

- ① 接種を受けることは強制ではありません。しっかり情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。
- ② 予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けていただいています。
- ③ 職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう

と明記されている。

また、第 17 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会に提出された資料によると、ワクチンについては、

- (ア) 感染予防効果については実証が困難である
- (イ) ワクチン接種による集団免疫の効果は大規模な接種後まで分からない

との記載があり、効果の持続期間についても明らかになっていないことから接種に慎重な市民も少なくないなか、海外で新型コロナウイルスワクチンの接種済み証明書を求める動きがあることに呼応し、政府は国内で証明書を発行する方向で検討を始めたとの報道があったところである。既に接種の始まった医療従事者や高齢者施設入所者、職員間などでもワクチン接種への同調圧力が憂慮されるなか、証明書の発行による行動の制限や差別を誘発することが懸念される。

よって、国においては下記事項について至急措置されるよう強く要望する。

記

1. ワクチン接種は個々が自らの意思で判断するという基本原則が、国民に周知されるよう各自治体に対し、住民には厚生労働省ホームページに掲載されている上記①～③の内容を周知するよう通知すること。
2. 個人の意思によってワクチンを接種しない選択をした場合も、上記(ア)、(イ)の内容を周知することなどで、行動の制限や差別が生じ

ることのないよう地方自治体等と連携し対策すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(提出先)衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣(新型コロナウイルスワクチン接種担当)